主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人森末繁雄の上告理由について。

原審が適法に認定した事実に基いてなした判断は相当であつて、所論は独自の見解を前提とするものであるし、引用の判例は本件に適切なものではない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_